

トゥルヴァ朝ヴィジャヤナガラ王国政治体制の研究

太田信宏

はじめに⁽¹⁾

14世紀から17世紀まで南インド最大の政治勢力として君臨したヴィジャヤナガラ王国は、サンガマ・サールヴァ・トゥルヴァ・アーラヴィードゥという相前後して継起した血統が異なる4つの王朝からなる。なかでも16世紀前半の第3王朝トゥルヴァ朝は王国史上最大の版図を実現し、王国全盛期を築いたと言われる。そのトゥルヴァ朝期の王国政治体制の性格に関して、近年、大きく分けてふたつの見解が存在する。見解を分ける最大の分岐点が、1970年代以降、様々な批判を受けながらも南インド王朝国家のイメージに大きな影響を与えてきている「分節国家（segmentary state）」論である。

南インド王朝国家を分析・叙述するモデルとしての分節国家論はスタインによって提起された。分節国家とは、各地で自立的に権力的支配を行う地域集団・有力者（「分節」）が、そうした有力者のひとりである王を権威的中心として統合される政体を指す。国家全体を覆う行政・統治機構は存在せず、王と地域集団・有力者との関係は、恒常的・制度的な政治関係ではなく、王都での祭祀・儀礼や贈与・再分配などによって制御される [Stein 1977, 1980]。スタインによれば、トゥルヴァ朝期を含めてヴィジャヤナガラ王国は基本的に分節国家であり⁽²⁾、王都ヴィジャヤナガラ（現カルナータカ州バッラーリ県ハンピ）で王が主催するダサラー（あるいはマハーナヴァミー）祭という儀礼こそが王国の政

治的統合を構築・維持する唯一あるは最重要の手段であったとされるのである [Stein 1980 : 366-488]。

分節国家論は、前近代南アジア史研究における「儀礼的王権 (ritual sovereignty)」論のひとつとして数えることもできよう。儀礼的王権概念は、前近代南インド史研究においては、ほぼ普遍的にあてはまる王権にとっての儀礼の重要性という次元をこえて、王と政治的下位者との関係を恒常的に制御する「世俗的」・「現実的」な制度・装置が全く欠けるか非常に脆弱であるために、王が主催する儀礼が政治的下位者を王の宗主権の傘下におさめる唯一の装置であるような特定の歴史的政治体制を把握する概念として用いられる [Rudolph 1987 ; Kulke 1995a]。

分節国家論はこれまでにも既に少なからぬ研究者から批判を受けている。分節国家論批判は、実際の南インド王朝国家を分析・叙述するモデルとしての有効性という実証的な面からのものと、理論的な面からのものとに大別することができる。前者を代表するのが辛島であり、スタインが分節国家と規定するチヨーラ朝・ヴィジャヤナガラ王国について、関連するタミル語刻文の網羅的分析を行った上で、分節国家論と矛盾する中央王権による実質的・政治的コントロールの要素が見られたとする。トゥルヴァ朝に論点を限定するならば、王とその政治的下位者であるナーヤカ（分節国家論における「分節」）との関係は儀礼の次元を超えた「政治的」なものであり、ヨーロッパ・日本に見られたような「封建制」的主従関係に類似していたとして、トゥルヴァ朝政治体制を分析・叙述するモデルとしての分節国家論の有効性に疑問を呈している [Karashima 1984, 1992]。しかし、「封建制」との類似という一般的な指摘を超えた、王とナーヤカとの間の関係の具体的なあり方、さらには全体としてのトゥルヴァ朝政治体制を辛島が充分に解明しているとは、少なくとも現段階では言い難い。

分節国家論を理論的な面から批判する代表が、ダークスとチャットーパーディヤーヤである。両者はそれぞれ、分節国家論さらには儀礼的王権論全般の問

題点として、「現実」（権力）と「儀礼」（権威）とを抽象的に切り離した上で、後者に原理的に基づく国家を議論の前提にしているため、「国家権力のいわゆる現実的な機構」〔Dirks 1987: 404〕あるいは「統合の政治的基盤」〔Chattopadhyaya 1983/95: 226〕や、それらと儀礼・権威との絡み合いが、その議論から欠落することを指摘する。しかし、このように儀礼的王権論の理論的問題点を挙げるダークスも、トゥルヴァ朝政治体制を論じる段階になると「国家権力のいわゆる現実的な機構」を具体的に提示できていない。同時代刻文史料の可能な限り網羅的な分析を試みる辛島とは異なり、ダークスはその史料的信憑性に問題がある後世に成立した史書にもっぱら依拠して、王とナーヤカとの間の関係が状況で左右される流動的かつ非制度的なものであったと結論している〔Dirks 1987: 35-52〕。彼のトゥルヴァ朝政治体制論は、「国家権力のいわゆる現実的な機構」の不在あるいは未発達という認識の上に立脚している点では、分節国家論を含む儀礼的国家論と本質的な違いはないようと思われる。

王の支配権を「権力」と「権威」に分けて分析する方法は、西欧前近代史研究では一般的に採用されている方法である〔渡辺節夫 1998: 259〕。南インド王朝国家研究にはじめて本格的にこの方法を導入する試みであったとも言える分節国家論は、残念ながら、あくまでも方法論上のものであるべき権力と権威の区分を実態そのものと取り違えることで終わってしまっているというのが筆者の考え方である。しかし、「権力」から方法論的に区分された「権威」に着目すること自体は、南インド史における王の支配権を分析する上でも有効であろう。「権力の行使は、つねに象徴上の実践を必要とする。…儀式やシンボルを必要としない政体はない」〔ハント 1989: 80〕からである。重要なのは、ある特徴をもった儀礼的実践が国家的に行われる背景にどのような権力構造があるのか、反対に言うと、特定の王朝国家の権力構造がどのような象徴上の実践を必要としていたのかを、個々の王朝国家の事例に即して解明することである。

トゥルヴァ朝というひとつの王朝国家における権力構造と儀礼との相互関連

性を解明する作業の一環として、本稿では、トゥルヴァ朝の「国家権力のいわゆる現実的な機構」をナーヤカ制を中心として論じる。なお、ナーヤカ制という「現実的な機構」をもつトゥルヴァ朝王権にとっての「儀礼」の役割については別稿で考察する予定である。

第1章 ポルトガル人見聞記の再検証とナーヤカ制の概要

第1節 誰が「ナーヤカ」なのか

トゥルヴァ朝政治体制において、一般に「ナーヤカ (nāyaka)」と呼ばれる人びとが中核的な役割を担っていたことは、多くの先行研究が既に指摘するところである。トゥルヴァ朝研究の主要史料に、トゥルヴァ朝期の王都ヴィジャヤナガラを訪問したポルトガル商人パイスとヌーネスの見聞記がある⁽³⁾。見聞記に登場する「(軍事) 長官 (Captains)」がナーヤカを指すというところまでは、先行研究のほぼ一致した解釈である。しかし、「長官」関連の記述の史料的信憑性については、ナーヤカ並びに政治体制の性格規定とも絡んで、研究者間に意見の対立が見られる。

のちに詳論するように、軍役と貢納を条件として王が「長官」に「領地」を「配分」するという見聞記の記述からは、「長官」つまりナーヤカと王との間に相当程度に制度化された「政治的」関係が存在したことを読み取ることが可能である。しかし、トゥルヴァ朝王権を「儀礼的王権」と規定するスタインは、「長官」関連の記述はポルトガル人がトゥルヴァ朝政治体制をヨーロッパ封建制の枠組を通して歪んだ形で理解した結果であるとして、その史料的信憑性を疑問視する [Stein 1980 : 375-6, 396-7]⁽⁴⁾。これに対して辛島は、王とナーヤカとの間の関係は実際に「封建的」であったとし、ポルトガル人見聞記の信憑性に肯定的である [Karashima 1992 : 111]。

このようにスタインと辛島のポルトガル人見聞記に対する評価が分かれる一

方で、刻文史料中に登場する「ナーヤカ」尊称保有者をポルトガル人の言う「長官」と等置する点では両者は一致する。しかし南アジアにおいては、「ナーヤカ」に限らず特定の尊称保有者にさまざまな階層・地位の人びとが含まれていることが一般的である。尊称は特定の集団への帰属や政治制度上の地位・役職の指標にならない場合が多いのである。パイスとヌーネスが「長官」を、王から「領地」を「配分」されて軍役と貢納の義務を負う政治制度上の役職として把握・叙述している以上、刻文史料に登場する単なる「ナーヤカ」尊称保有者との比較検討から「長官」関連の記述の信憑性を評価することは不適切なのである。

筆者は別稿で、「スィーメ」⁽⁵⁾という地域単位を基本として「ナーヤカ職禄地」⁽⁶⁾を王から宛がわれた人びとがトゥルヴァ朝地方支配の中核的な役割を担っていたことを明らかにした〔太田 1999〕。このナーヤカ職禄地宛行こそ、パイスとヌーネスが言う「長官」への「領地」の「配分」のことであり、「長官」とは単なる「ナーヤカ」尊称保有者ではなく、ナーヤカ職禄地を宛がわれた者という意味でのナーヤカを指していると筆者は考える。以下、ナーヤカ制の特徴の整理をかねて、刻文史料の分析から導き出されたナーヤカ（ナーヤカ職禄地保有者）のあり方と比較対照しながら、ポルトガル人見聞記中の「長官」関連の記述を検証する。なお、本稿では特に断わらない限り、「ナーヤカ」をナーヤカ職禄地保有者という意味で用いる⁽⁷⁾。

第2節 ナーヤカ職禄地宛行

トゥルヴァ朝のナーヤカ職禄地宛行政策の特徴は以下の通りである⁽⁸⁾。第一に、ナーヤカはナーヤカ職禄地に対する徵税権を保有していた。このことは、ナーヤカが職禄地内で地税免除を伴う村落・土地寄進やその他の各種税免除を自ら行い、それを記録する刻文を自らの名前で発給したことから明らかである。パイスとヌーネスによれば、「長官」は配分された「王国の都市や町や村」・「土地」からの税収で貢納や戦闘部隊維持費をまかなっていた〔パイス 1984: 288

-9; ヌーネス 1984: 392]。これは「長官」が配分された「領地」に対する徵稅權を保有していたことを意味し、ナーヤカが職祿地に対する徵稅權を保有していたことと照應する。

第二に、ナーヤカは自らの出身地域ではない地域に職祿地を宛がわれることが一般的であった。また、比較的短期間でナーヤカ職祿地の割替が行われ、ナーヤカが特定地域に自らの権力基盤を築くことはなかった。ナーヤカの支配権力はほぼ完全に王の権力に由來したと言える。ヌーネスの記述からも「長官」について同様のことが読み取れる。ヌーネスによると、所定規模の戦闘部隊を維持していなかったり、期日までに貢納を完納しないなどの義務不履行があった場合、「長官」は「厳罰に処され、身分を剝奪され、財産も没収され」た [ヌーネス 1984: 388, 400]。「長官」の地位剝奪・財産没収の厳罰は、「長官」が地方に自らの権力基盤をもっていなかったからこそ可能であったと考えられる。「長官は王から全土を預かっている借地人のようなもの」[ヌーネス 1984: 388]という文言も、「長官」が地方に自らの権力基盤を持たず、その地方支配権力が王の権力に由来していたとの意味に解釈できよう。

第三に、ナーヤカは職祿地として宛がわれた地域に常駐せずに王都に滞在することが多かった。そのため、実際の職祿地運営はナーヤカの代理人である「代官 (kāryakke karta)」(文字通りには「職務の執行者」を意味する)を中心に行われた。ヌーネスによれば、「長官」は「常に王とともにいることが義務づけられ」、「長官の代理のもの」を通して「領地」を支配したというが [ヌーネス 1984: 388]、「代理のもの」が刻文中の「代官」と考えて間違いかろう。

第四に、ひとりのナーヤカに対して、ナーヤカ職祿地が各地に分散して宛がわれることもあった。ヌーネスは、トゥルヴァ朝第3代アチュタ＝ラーヤ時代の複数の「長官」の「領地」を具体的に記している。残念ながらヌーネスの地名表記は不正確であり、なおかつ地理認識に混乱が見られるが、王が「長官」に複数の分散する「領地」を与える場合があったと彼が理解していたことは間

違いない⁽⁹⁾。

第五に、刻文に登場する一部のナーヤカは特定の官職的肩書を帯びていた。「長官」のなかに「宰相」・「宝石担当官」・「陸軍元帥」・「主席顧問官」などがいふるとされるが[ヌーネス 1984: 397-9]、これらの役職はナーヤカが帯びていた肩書と対応する⁽¹⁰⁾。

以上の点を踏まえると、ポルトガル人見聞記中の「領地」を「配分」される「長官」がナーヤカ職禄地を宛がわれるナーヤカのことであり、見聞記中の「長官」関連の記述に相当の信憑性をおくことができると言えよう。王の直轄地(後述)を除いた王国領の全域が「長官」の「領地」として「配分」されていたというヌーネスの記述からは、ナーヤカ職禄地宛行が全国規模で包括的に実施されていたことがうかがわれる。実際、筆者が同時代刻文史料を可能な限り網羅的に検討した王国内のカンナダ語圏に関する限り、ナーヤカ職禄地宛行は包括的に行われ、トゥルヴァ朝期を通じて短期間での割替も実施されていた。

これに対して先行研究の多くは、ナーヤカが王とは本来的には無関係に独自の地域支配権力を行使していた、あるいはトゥルヴァ朝全盛期とされる第2代クリシュナニラーヤ時代から既に中央王権からの自立化の動きを見せ、地方に自らの権力基盤を築きはじめていたとする。地方的自立化の例として挙げられるのが、トゥルヴァ朝期に続くアーラヴィードゥ朝期にタミル地方で自立的・世襲的地域支配者として特に有力であったマドゥライ・タンジャーヴール・シェンジのナーヤカであり、彼らの自立的・世襲的地域支配は1520年代・30年代まで遡るとされる [Narayana Rao et al. 1992: 38-44; Dirks 1987: 45]。しかし問題なのは、その史料的根拠として挙げられているのが後世の17・18世紀頃に編纂された史書⁽¹¹⁾であり、その内容が同時代史料とくに刻文によって裏付けられていないことである。

筆者は別稿で、同時代刻文史料の分析を行って、シェンジ=ナーヤカの初代クリシュナッパ=ナーヤカがトゥルヴァ朝末期に、南カルナータカ各地に分散

してナーヤカ職禄地を宛がわれていたが、シェンジと周辺地域は含まれていなかったことを明らかにした〔太田 2000〕。つまり、クリシュナッパ=ナーヤカ一族によるシェンジ地方の世襲的支配は、アーラヴィードゥ朝成立前後の時期より以前に遡ることはないのである。また、マドゥライ=ナーヤカの起源に関しても、ほぼ同じ時期にマドゥライ地方を獲得したクリシュナッパ=ナーヤカまでしか遡らないことが既に明らかにされている〔Venkata Ramanayya 1935/86: 453-61〕。つまり、シェンジ・マドゥライ両ナーヤカの世襲的地域支配の開始をトゥルヴァ朝期に遡らせる後世の史書の記述は虚構と言わざるを得ない。同時代刻文を網羅的に検討した研究がないため、タンジャーヴール=ナーヤカの起源年代ははっきりしないが、少なくとも後世の史書中の記述をそのまま信用することはできないであろう⁽¹²⁾。

後世の史書ではなく、ポルトガル人見聞記と刻文という同時代史料が明らかにすることは、比較的短期間での割替を伴うナーヤカ職禄地宛行が「制度」と呼ぶに値する体系性と包括性をもってほぼ全国的に実施され、ナーヤカが王の強い統制下にあったということである。なお、ナーヤカ職禄地の割替などによるナーヤカの土着化・自立化防止は、ヴェンカタラマナッヤが指摘するところであった。彼によれば、トゥルヴァ朝からアーラヴィードゥ朝への王朝交替の直接的なきっかけとなった1565年のデカン=ムスリム諸王国連合軍とのラッカサギ=タンガダギの戦い（いわゆるターリコータの戦い）での大敗まで、ナーヤカは「世襲的性格を装うことすら不可能」で、「王は好ましくないナーヤカの土地を没収できた」のであり、「ナーヤカ職禄地保有者は単なる任意借地人であり、その借地は世襲的な保有地ではなかった」〔Venkata Ramanayya 1935/86: 172, 174; cf. Sastri and Venkataramanayya 1946: v.1, 299〕。ヴェンカタラマナッヤが指摘したトゥルヴァ朝ナーヤカの非土着性・非在地化は、サルカルを例外として〔Sircar 1966: 57〕、その後の研究者から認知されていないが、本稿はその妥当性を確認したことになる。ナーヤカを独自の権力基盤をもつ地

域支配者とみなすこともできないし、トゥルヴァ朝期の段階でのナーヤカの地方的自立化を裏付ける確実な史料的根拠も存在しないのである⁽¹³⁾。

1505年頃のトゥルヴァ朝成立に至るまでの約半世紀は、第1王朝サンガマ朝末期の政治的混乱と王朝交替というヴィジャヤナガラ王国史上、もっとも不安定な時期であり、ヴィジャヤナガラ王権の衰退というよりも実質的消滅がもたらした権力の空白状況の中で、名目的にも実質的にもヴィジャヤナガラ王から独立した地域支配者が南インド各地に台頭した。トゥルヴァ朝とくにクリシュナ＝ラーヤは、これらの地域支配者を軍事的に征圧して彼らの旧支配地域をナーヤカに職禄地として宛がうことで、王国政治体制を再構築・強化したのである⁽¹⁴⁾。

トゥルヴァ朝は自らの宗主権に公然と挑戦する地域支配者を軍事的に屈服させることはできたが、彼らの地域支配権力を排除できずにその存続を認めざるをえない場合がほとんどであったという見解もある[Stein 1989: 83]。しかしこの見解は、アラビア海沿岸地方という特定の地方についてはほぼあてはまるが、筆者の知る限りその他の地方にはそれに合致するような事例が存在しない。アラビア海沿岸地方において、サンガマ朝期以来の地域支配者たちがトゥルヴァ朝宗主権の承認を条件に存続を許されたのは、王都から西ガートを挟んで遠く離れた沿海部という特殊な地理的条件と、彼らが掌握していたであろうアラビア海交易の保護・育成が要請した特別な例外的措置であったと考えられる⁽¹⁵⁾。

ヌーネスは「長官」のほかに、ヴィジャヤナガラ王に臣従する「ベンガポール王、ガゾーパ王、バカノール王、カレクー王、バテカラ王」の5人の「王」の存在に言及し、彼らの処遇がヴィジャヤナガラ王への常時伺候を義務付けられていないなど「長官」のそれとは異なると記している[ヌーネス 1984: 388-9]。ヌーネスが挙げる5人の王の支配地は「ベンガポールの王」を除くと、アラビア海沿岸地方にある⁽¹⁶⁾。ヌーネスが挙げる「王」と実在した地域支配者と

の対応関係は必ずしも明確ではないが、上記のようなアラビア海沿岸地方の特殊な政治構造が彼の叙述に反映されていると言えよう。そうした例外的な「王」の存在に言及し「長官」から区別して把握していることは、ポルトガル人見聞記の史料的信憑性を裏書きするものである。

第3節 軍役・貢納とレーカー

ポルトガル人見聞記によれば、「長官」は「配分」された「領地」から徴収した税の一部を割いて部隊を組織・編成し、戦時には自ら部隊を率いて参陣した。また、維持すべき歩兵・騎兵の員数と象の頭数は「領地」からの歳入額に応じて定められていた [パイス 1984: 288-9; ヌーネス 1984: 387-8]。ヌーネスは、アチュタ=ラーヤ時代の主だった「長官」の「領地」からの歳入額と維持すべき部隊の規模の具体的数字を挙げている [ヌーネス 1984: 397-400]。

「長官」は軍役を負担するほかにも、王に一定額の貢納を毎年行っていた。パイスによれば、長官は「毎年王に支払う上納金を用意」し「10月12日」のディーパーヴァリーの祭日⁽¹⁷⁾に王に献納したという [パイス 1984: 289]。一方、ヌーネスは、主な「長官」が王に毎年納める「地代」額の具体的数字を列記するとともに、ダサラ一祭の最初の9日間に長官が王に「地代」を納めることになっていて、「この時期に納めなければ、厳罰に処され、身分を剥奪され、財産も没収される」と記している [ヌーネス 1984: 392, 397-400]。

ナーヤカに課された軍役と貢納について、残念ながら、刻文は完全に沈黙する。主に宗教的寄進を記録するという刻文の史料的性格上、軍役・貢納関連の記載が見られないのは当然であり、これをもって軍役と貢納の体系的賦課とそれを明言するポルトガル人見聞記の信憑性を否定することはあまりにも性急であろう。軍役・貢納の体系的賦課が仮に行われていたとしたら、その前提として、職禄地の税負担能力を王が数量的に把握していた筈である。この前提がある程度まで充たされていたことを示す証拠ならば、ポルトガル人見聞記以外の

同時代刻文などの史料中にも見出すことができる。

トゥルヴァ朝期を中心にヴィジャヤナガラ王国期の村落寄進刻文には全てではないが、被寄進村落あるいは特定地域から標準的に徴収される地税・諸税を一括して貨幣換算した額が記載され、その標準徴税額が「線」を意味するサンスクリット語「レーカー (rēkhā)」あるいはそれから派生した現地諸語⁽¹⁸⁾で呼ばれているものが存在する。レーカーに言及する刻文のほとんどはナーヤカが発給したものであるが、レーカーの算定と記録作業そのものはヴィジャヤナガラ王の命令で行われたと考えられる。

19世紀初頭の「マイスール国勢調査」のある現地人協力者は、「ラーヤ＝レーカー」という台帳の存在に言及し、ヴィジャヤナガラ王の命令で作成された「ラーヤ＝レーカー (Raya Rakas)」には地税徴収に関する取り決めなどが記入され、「バーラガート地方 (クリシュナ川以南のデカン高原を指す、太田註) では現在に至るまで、何か疑念が生じるたびにラーヤ＝レーカーが参照されて」いたと記している [Boria 1803: 49]。

また、18世紀にマイスール王国で編纂されたある史書には、1512年頃、ウンマットゥール王を滅ぼしたクリシュナ＝ラーヤが凱旋する際、「スタラ書記」を台帳 (lekha)とともにヴィジャヤナガラに運行し、台帳を検討した上で「すべての項目の写しを完全に記録するラーヤ＝レーカー台帳を作成させ(prati amcu katurāgi prati rāya rekhe lekhavamnu baraśi)」たとある [Maisūru doregalā pūrvavamśabhyudaya vivara: 10]。ラーヤ＝レーカー台帳に記載されていた項目の詳細は不明だが、地税徴収を主たる職務とする在地役人である「スタラ書記」が保管していた台帳を底本として作成されたことから推察すれば、地税徴収に関連したものであろう。

これらの記述で注目すべき点は、おそらくはレーカーを記載項目のひとつとしていたであろう台帳がヴィジャヤナガラ王の主導の下に作成されたとされ、その台帳が「ラーヤ (rāya)＝レーカー」と呼ばれていることである。「ラーヤ」

は少なくともトゥルヴァ朝期まではヴィジャヤナガラ王固有の称号であった。レーカーの算定がヴィジャヤナガラ王によって実施されたからこそ、その記録文書がヴィジャヤナガラ王に特徴的な「ラーヤ」の称号をとつて「ラーヤ＝レーカー」と呼ばれたのであろう。

標準徵稅額という意味でのレーカーの刻文中の用例はトゥルヴァ朝期以前にも少数見られるが、王国全域でナーヤカ職禄地宛行が実施され、宛行の基本的な単位となるスィーメの地域単位が導入されたトゥルヴァ朝期に用例数が増加する⁽¹⁹⁾。おそらく、レーカーの算定と記録の作業は、ナーヤカ制を全国的に導入するにあたって、王の命令で全国の村落を対象として行われ、その数字とともにナーヤカ職禄地として宛がうスィーメからの標準徵稅額が算出されたと推測される。

先に紹介した「マイスール国勢調査」の現地人協力者によれば、「クリシュナ＝ラーヤとアチュタ＝ラーヤの治世にはじめて、国家歳入は法令と記録・運営の体系によって制御される規則的な形態に整えられたと一般的に言われているが、現在までに収集された全ての情報はそれが信用できることを示している」という [Boria 1803 : 46]。また、19世紀後半のある植民地官僚は、「現存する最古の台帳として現在でも参照される」「ラーヤ＝レーカー」は「クリシュナ＝ラーヤが課税地全体を対象に行った規則的な調査 (a regular survey)」によって作成されたと記している [Elliot 1886 : 269]。これらは後世の証言ではあるが、全国規模でのレーカー算定がトゥルヴァ朝期に行われたことの傍証として挙げられよう。

但し注意しておきたいのは、レーカー額は実際の検地結果ではなく、自己申告（指出）か大雑把な見積に依拠して算定されたと推測されることである。16世紀のある史料は、アーラムコンダ（現アーンドラプラデーシュ州カルヌール県内）を中心的都邑とする地域単位から「ヴィーラ＝ナラスィンハ時代のラクタークシの年」（シャカ暦1426年、西暦1504/5年に相当）に徵収された諸税項目

と額を記録している⁽²⁰⁾。これらのうち、非灌漑地と樹園からの現金地税ならびに水田からの現物地税、店舗税、織機税、牧畜税、関税、家屋税は、明記されていないがアーラムコンダ内で賦課・徵収されたものであろう。注目されるのは、地域単位内に存在したと思われる12村落の「ラーヤニレーカ」の額であり、最高200ヴァラハ (varaha, 貨幣単位のひとつ) から最低10ヴァラハまでの各村の「ラーヤニレーカ」の額が全て10の倍数であることである。また、トゥルヴァ朝期刻文記載のレーカー額も、「50ヴァラハ」 [EC 6, Sr-2; EC 6, Pp-131] や「ガディヤーナ (gadyāna, 貨幣単位のひとつ) 2000」 [EC 6, Pp-129] といった10の倍数となっている。これらのこととはレーカー額が実際の検地ではなく、大雑把な見積に基づいていたことを強く示唆する。このような限界はあったが、村毎のレーカー額をもとに算出したスィーメの標準徵稅額を基準として、トゥルヴァ朝がスィーメをナーヤカ職禄地として宛がったナーヤカに対して軍役と貢納を体系的に賦課していたことは充分にあり得ると思われるのである。

ポルトガル人の言う「長官」の軍役に関しては、それを裏付ける記述がテルグ語文献『王の消息』にみられることを同書を英訳したワゴナーが指摘している。同書には、クリシュナ＝ラーヤがナーヤカにスィーメを宛がい、スィーメからの標準徵稅額に応じた所定規模の戦闘部隊の維持を義務付けていたとあるという [Wagoner 1993: 198-200]。同書はクリシュナ＝ラーヤと同時代に書かれた体裁となっているが、実際には彼の没後半世紀以上が経過した1600年前後に成立した「偽書」であり [Ramachandra Rao 1987]、その記述の信憑性は万全とは言い難い。しかし、同書のもとになったと考えられ [Rājaśēkhara 1996]、クリシュナ＝ラーヤ在位中あるいは直後に成立したカンナダ語文献『クリシュナ＝ラーヤ日誌』にも同様の記述が見られる [Sītarāmayya and Ācārya 1983: 12-3]。これもまた、トゥルヴァ朝期にナーヤカへの体系的な軍役賦課が行われていたことを示す有力な証拠として挙げることができよう。

パイスとヌーネスは、「長官」が王に毎年一定額の貢納を行うとする点では一

致するが、その時期についてはディーパーヴアリーとダサラーで食い違う。先述したように、職禄地からナーヤカが徴収する税額をおおまかではあったが王は把握していた。それに基づいて一定額の貢納を賦課することは不可能ではなかった筈である。また、これまでに検討したように、パイスとヌーネスの「長官」つまりナーヤカに関する記述は基本的に信憑性が置けると筆者は考えている。貢納の納入時期が両者で食い違うことは気になるが、貢納そのものは事実であろう。

なお、先に紹介した『王の消息』と『クリシュナ＝ラーヤ日誌』には、特定祭日に行われる恒例の貢納への言及は見られない。その代わり、ナーヤカが所定規模の部隊を動員できない場合、部隊の不足分に相当する現金を王に支払えば職禄地没収を免れることができたとある[Wagoner 1993: 199]。こうした軍役不履行の代償金や年一度の恒例の貢納に加えて、さまざまな機会での臨時の貢納などを通じて、相当額の現金がナーヤカから王に流れていたと考えられる。

第2章 王直属の統治・軍事機構

前章では、ナーヤカ制の概要を述べつつ、ポルトガル人見聞記の記述を検証した。その結果として、見聞記の記述には相当の信憑性を置くことができると言えよう。ナーヤカ職禄地宛行の基本的な単位であったスィーメへの言及は見聞記に見られないが、王国政治に直接関与しなかった外国商人の観察としてはやむをえない限界であろう。

トゥルヴァ朝政治体制の土台をなすナーヤカ制のもとで、王国領の大部分がナーヤカに職禄地として宛がわれ、ナーヤカがそれぞれ組織・編成し戦場で指揮する部隊が王国軍の中核を構成した。その一方、ナーヤカ職禄地として宛がわれずに王が直接支配する直轄地と、王が自らの負担で組織・編成する直属部隊が存在した。ここではパイスとヌーネスの記述を中心に、王の直轄地・直属

部隊とそれらを統治・統轄する人的機構、並びにそれらが王国全体の政治体制に占める位置について考察する。

第1節 王の直轄地

ヌーネスは「長官」に「配分」されない、つまりナーヤカ職禄地として宛がわれない「王の直轄領」が存在することを明記している [ヌーネス 1984: 397]。ヴェンカタラマナッヤは、このヌーネスの記述を論拠のひとつとして、ナーヤカ職禄地から区別された国王直轄地が存在し、それが「バンダーラヴァーダ (bhaṇḍāravāḍa)」と呼ばれていたという見解を示した [Venkata Ramanayya 1935/86: 169-70]。これに対して辛島は、バンダーラヴァーダがナーヤカ職禄地内にも存在することを指摘したうえで、バンダーラヴァーダは宗教的目的で寄進された免税村（地）の反対概念である課税地を意味するという異なる見解を示している [Karashima 1992: 205-8]。その一方で辛島も、「ナーヤカに分配されずに王に帰属する地域」が存在する可能性を認めているが、具体的論証は行っていない [Karashima 1992: 41, n.23]。バンダーラヴァーダと呼ばれる国王直轄地の存在を主張するヴェンカタラマナッヤも、ポルトガル人見聞記以外の同時代史料の中から具体的事例を挙げてそれを論証することをしていない。また筆者も、国王直轄地を明らかに指すバンダーラヴァーダの用例をトゥルヴァ朝期カンナダ語刻文中に確認できない。しかし、トゥルヴァ朝期の刻文を慎重に検討することで、ナーヤカ職禄地として宛がわれず、王の直接的な支配下にあった地域が存在したことを確認することが可能である。

1530年代、王都ヴィジャヤナガラの見張り人 (*Vidyānagarada pāṭṭanāda talavāra*) であったペヌコンダ=ヴィラパンナ (あるいはヴィルーパンナ) の働き掛けによって、レーパークシのヴィーラバドラ寺院とラッカナプラのラクシュミー寺院にペヌコンダ周辺の複数村落が寄進された（いずれも現アーンドラプラデーシュ州アンタプラ県内）。トゥルヴァ朝期において、寺院への新規の

村落寄進は、被寄進村落がある地域を職禄地とするナーヤカによって行われるのが一般的であった。村落からの徵稅を免除する権限がナーヤカにあったからである。ナーヤカではないヴィラパンナに徵稅（免税）権がなかったため、彼は職禄地を保有するナーヤカに働き掛けで村落寄進を実現させた⁽²¹⁾。

1534年刻文 [SII 9-567] は、彼から要請された (bōdhisalāgi) ティンマラサが、自らのナーヤカ職禄地であった地区区画「ペヌコンダ=ラージュヤ・ロッダム=ナードゥ・ハルヘ=スタラ」内の村落を上記ラクシュミー寺院に寄進したことを記録する。1537年刻文 [SII 9-577] は、同じく彼から要請されたクリシュナッパ=ナーヤカが自らのナーヤカ職禄地であった地区区画「ペヌコンダ=ラージュヤ・ロッダム=ナードゥ・グッヤルール=スィーメ」内の村落を同じ寺院に寄進したことを記録する。2刻文に記載された地区区画に違いが見られるが、ふたつの被寄進村落は、それぞれの隣接村落の記述から相互に隣接して立地していたことが判明するので、当時、同一の地区区画内にあったと考えられる。2刻文間の地区区画表記の異同は、トゥルヴァ朝期の刻文にしばしば見られる同一地区区画の異表記として理解できる範囲内であろう⁽²²⁾。これら2刻文から、ヴィラパンナが1534年と1537年に、それぞれ当時「ペヌコンダ=ラージュヤ・ロッダム=ナードゥ」を職禄地として宛がわれていたふたりのナーヤカに請願して同区画内の村落寄進を実現させたことが分かる。

一方、1531年の略同一内容の2刻文 [SII 9-535, 536] は、ペヌコンダ=ヴィラパンナに請われた (cōditah) アチュタ=ラーヤが上記ヴィーラバドラ寺院に「ペヌコンダ=ラージュヤ・ロッダム=ナードゥ」内のチエラヴィンドラ村を寄進したことを記録する。上記の村落寄進2件との比較で注目される点は、ヴィラパンナの働き掛けに応じて村落を寄進したのがナーヤカではなく王であることである。このことは、1531年当時、「ペヌコンダ=ラージュヤ・ロッダム=ナードゥ」がナーヤカ職禄地として宛がわれず、王の直接的な支配下にあって、王が徵稅（免税）権を行使していたことを強く示唆する。また、この1531年の

村落寄進に関連して、略同一内容の2刻文 [SII 9-537, 538] が存在する。これら2刻文は、ヴィラパンナに請われて村落を寺院に寄進したことをアチュタ=ラーヤが当の被寄進村落の有力住民に通達する内容となっている。村落寄進を通達するために被寄進村落住民宛の刻文が作成されることは、寄進者がナーヤカであれ王であれ極めて珍しいが、こうした特殊性は別にして、この刻文にナーヤカが全く登場しないことが注目される。仮にこの村落を含む地域区画が職禄地としてナーヤカに宛がわっていたとしたら、刻文にナーヤカが登場しないことは極めて不自然である。これらの点を考慮に入れると、1531年当時、この区画は職禄地としてナーヤカに宛がわれず、王の直接的な支配下にある国王直轄地であったと結論することが妥当であろう。

「ペスコンダ=ラージュヤ・ロッダム=ナードゥ」は、1531年当時、国王直轄地であったが、1534年までにティンマラサのナーヤカ職禄地として宛がわれ、さらに1537年までにクリシュナッパニナーヤカのナーヤカ職禄地として宛がわしたことになる。トゥルヴァ朝期、ナーヤカ職禄地の割替が頻繁に行われていたが、国王直轄地の少なくとも一部は割替の際にナーヤカ職禄地として宛がわれ、あるいは反対にそれまでナーヤカ職禄地であったのが国王直轄地とされることもあったと考えられる。

ヌーネスは「王の直轄地の書記たち」の存在に言及している[ヌーネス 1984: 397]。ヌーネスは「書記たち」の具体的職務を説明していないが、国王直轄地からの徵税に携わっていたことはほぼ間違いないから。これとの関連で注目されるのが、上記の被寄進村落有力住民宛の2刻文に見られる「ハードウラカヤナ=ホーバリの (Hādulakhayana hōbaliya) チェラヴィンドラ村」という文言である。トゥルヴァ朝滅亡後約1世紀が経過した17世紀後半以降、南インド有数の強国として旧トゥルヴァ朝版図の南西部を支配したマイスール王国において、「ホーバリ」は「村落 (ūru)」のすぐ上の地域単位の名称であり、ホーバリの前に冠された固有名詞は当該ホーバリの中心的都邑の名前であった [太田

2001:109,147]。しかしここでの「ハードゥラカヤナ」は明らかに地名ではない。チエラヴィンドラ村は既に述べたように「ペヌコンダニラージュヤ・ロッダム=ナードゥ」という地域区画内にあり、このことは当該2刻文にも明記されている。つまり、「ハードゥラカヤナ=ホーバリ」はラージュヤやナードゥといった地理的な単位とは考えられない。「ハードゥラカヤナ」が個人名であることはほぼ確実であり⁽²³⁾、そうであるとするならばその人物は、刻文の内容・目的からみて、当時国王直轄地であったこの地域区画からの徵稅を担当していた王直属の役人（ヌーネスのいう「王の直轄地の書記たち」）以外には考え難いようと思われる。この解釈に従えば、トゥルヴァ朝におけるホーバリとは、後世のマイスール王国におけるホーバリとは異なり、王直属の役人ひとりが担当する区域を指すと考えられる。つまり「ハードゥラカヤナ=ホーバリ」は、国王直轄地のうち、王直属の役人のひとりである「ハードゥラカヤが（徵稅を）担当する区域」ということになる。

17世紀後半以降のマイスール王国においては、王を頂点として王国のほぼ全体を網羅する集権的な行政機構が発達したが、その中で地方役所で徵稅などの行財政一般を担当してた部局が「アタヴァネ(athavane)」と呼ばれた[太田 2001: 151-2]。トゥルヴァ朝期の刻文にも非常に少数であるが「アタヴァネ」の用例が見られ、ヴェンカタラマナッヤはトゥルヴァ朝の「アタヴァネ」を王国全体の財政を担当する役所として把握しているようである [Venkata Ramanayya 1935/86: 111-2]。しかし、ホーバリについて論じたように、トゥルヴァ朝とマイスール王国とでは、共通する名称の役所・統治用語があったとしても、その実態は異なる可能性があるのである。トゥルヴァ朝において、王国領は国王直轄地とナーヤカ職禄地とに大きく二分され、徵稅を含む後者の統治・運営はナーヤカに委ねられていたのであり、王国全体の統一された「財政」が存在したとは考えられない。トゥルヴァ朝における「アタヴァネ」は、王国全体の財政ではなく、国王直轄地からの徵稅にその職務が限定された役所であったと推測

される⁽²⁴⁾。

国王直轄地が王国全体に占める割合は、統計的な史料が存在しないため断言できないが、相当に低かったと考えられる。辛島は、印象ではあるがと断わった上で、16世紀、ナーヤカ職禄地の増大（つまり、ナーヤカ制の全国的導入）によって直轄地が王国全体の僅かな部分にまで減少したと述べている[Karashima 1985: 16, n.24]。ある地域が直轄地であることを示す刻文史料（例えば、王による寺院への村落寄進を記録した刻文）の希少性は、この印象を裏付けているようと思われる。

第2節 王の直属部隊

パイスとヌーネスはともに、「長官」がそれぞれ組織・指揮する部隊とは別に、王直属の部隊が存在することを明言している。パイスによると、「王は王で、自分が給料を出す兵を抱え」、當時800頭の象と500頭の馬が飼育されている王の厩舎の維持費に「ビスナーガ市（王都ヴィジャヤナガラのこと、太田註）からあがる収入」を充てていたという [パイス 1984: 289]。またヌーネスによれば、クリシュナ＝ラーヤのラーヤチュール遠征には、ナーヤカがそれぞれ率いる部隊とは別に「六〇〇〇の騎兵、王国中の精銳四万の歩兵、楯兵、弓兵、および三〇〇〇頭の象」からなる部隊が王の護衛として参加したという [ヌーネス 1984: 337]。ヌーネスは別の箇所で、アチュタ＝ラーヤが400頭の象と700頭以上の馬を厩舎に飼育し、6000人の騎兵をはじめとする「王直属」の兵たちに給金を支払っていたと記している [ヌーネス 1984: 387-8]。ヌーネスはさらに他の箇所でもアチュタ＝ラーヤの直属部隊の構成と規模を記録している [ヌーネス 1984: 394]。王直属部隊は「主馬頭」に率いられ、宮殿を警護し、外出する王を護衛するとともに、ダサラなどの祭礼では宮殿内の広場で儀仗兵の役割をつとめた [パイス 1984: 275-9, 291; ヌーネス 1984: 385-6, 391, 394]。また、先に紹介した『王の消息』と『クリシュナ＝ラーヤ日誌』にも、「カイジ

ータム (*kaijītamu*)」あるいは「カイサンバラ (*kaisambala*)」と呼ばれる王自身が維持する部隊が登場する[Wagoner 1993: 199; Sītārāmayya and Ācārya 1983: 17]。

パイスとヌーネスが王直属部隊の規模として具体的に挙げている数字には相当のばらつきが見られ、その規模を確定することは難しい。しかし、王国軍の主力はナーヤカによってそれぞれ率いられる部隊であったことが、ヌーネスが列記するアチュタニラーヤ時代の主だった「長官」の部隊規模の総数が先に挙げた王直属部隊のどの数字をも上回ることから推測される[ヌーネス 1984: 397-400]。またパイスによれば、ダサラー祭の最終日に大々的に行われた観兵式に集結した「軍事長官たち」がそれぞれ率いる将兵は王都郊外に設けられた王の天幕から宮殿まで「市の内も外も」埋め尽くしたという [パイス 1984: 282-7]。このダサラー祭で宮殿内の広場において儀仗兵の役割をする王直属部隊とは規模の点で格段の差があったと推定される[パイス 1984: 275-6]。なお、王直属部隊の観兵式はディーパーヴァリーの祭日に、王都南郊のナーガラプラ市内で行われた[パイス 1984: 291]。先にナーヤカ職禄地と比較して国王直轄地が王国全体に占める割合が相当に低いのではないかと推測した。このことは、ナーヤカ率いる部隊の総体が規模の点で王直属部隊を遥かに凌駕していることと対応していると言えよう。

17世紀後半以降のマイスール王国において、全国的行政機構の中で地方・中央の役所で軍務を担当する部局が「カンダーチャーラ (*kaṇḍācāra*)」と呼ばれた[太田 2001: 140, 151]。トゥルヴァ朝期の刻文にも「カンダーチャーラ」の用例が複数見られる。ヴェンカタラマナッヤは「カンダーチャーラ」を「帝国の全ての軍事」を担当する「国家の部局」であったと解釈しているが[Venkata Ramanayya 1935/86: 132]、これは後世のマイスール王国などでの「カンダーチャーラ」のあり方を時代的に遡らせた類推であり、史料的裏付けを欠くといわざるをえない。トゥルヴァ朝の軍は、王直属の「主馬頭」が率いる部隊とナ

ーヤカがそれぞれ組織・指揮する部隊のふたつに大別され、「帝国の全ての軍事」を担当する「国家の部局」が存在したとは考え難い。その一方、「カンダーチャーラ」が軍事に関連した役職・役所であったことは間違いないので、トゥルヴァ朝における「カンダーチャーラ」は王直属の部隊を統括する役所ではなかつたかと推測される⁽²⁵⁾。

第3節 全国的統治機構の未発達

前節までに検討したようにトゥルヴァ朝においては、ナーヤカ職禄地と並んで王が直接支配する直轄地が、またナーヤカが動員・指揮する部隊と並んで王が自らの負担で組織・編成する直属部隊が存在した。しかし、王の直轄地・直属部隊が全王国領・軍に占める割合は相対的に低かったようである。また、ナーヤカの部隊と王直属部隊から構成される全王国軍は一人の長によって単一の軍事組織として組織・編成されていなかったし、ナーヤカ職禄地と王の直轄地を横断するような全国一律の地方統治機構は非常に未発達であった⁽²⁶⁾。つまり、王とナーヤカとのナーヤカ職禄地授受を媒介とする個人的主従関係の次元を超えた、恒常的な組織としての統治・軍事機構がほとんどかけていたのである。

ヌーネスは「王国で働く役人たち」について、「第一は王国の宰相。これは国内で第二番目の地位にある人物である。次は財務官と王の直轄地の書記たちであり、財務長官、^{ボルティロ・モーロ}宮殿護衛隊長、宝石担当官、主馬頭もいる。王には財政の管理人も、その他の役人も、王室付きの役人もいなくて、ただ王国の長官がいるだけである」と記している〔ヌーネス 1984:397〕。ここでヌーネスは、「王国の長官」つまりナーヤカではない「役人」からなる統治機構が地方はおろか中央でも未発達であることを述べている。ヌーネスは「役人」として「宰相」以下を挙げているが、彼自身明記するように、それらの中の「宰相」・「宝石担当官」・「護衛隊長」は、「領地」を保有して自らの部隊を編成・指揮する「長官」^{ボルティロ・モーロ}

でもあった〔ヌーネス 1984:336, 397-8〕。ヌーネスは他に「王の陸軍元帥」や「王の主席顧問」、「王のきんま調合係の小姓」の存在にも言及しているが、彼らもまた「長官」であった〔ヌーネス 1984:336, 397-8〕。

このようにヌーネスが挙げる「役人」のなかで「長官」ではないのは、「財務長官」とその支配下にあったと考えられる「財務官と王の直轄地の書記たち」、並びに「主馬頭」だけということになる。王の直轄地とそこからの徵税業務を担当する役所としての「アタヴァアネ」の存在は既に指摘した。ヌーネスが言う「書記たち」や「財務官」こそ、このアタヴァアネに所属する役人であり、彼らを支配しアタヴァアネを統括していたのが「財務長官」であったと考えられる。また既に述べたように、「主馬頭」が率いたのは王によって編成・維持される部隊であって、全王国軍ではなかった。「主馬頭」と「財務長官」は、王直属部隊を統率し、国王直轄地を統治する王直属の臣下であり、後述するようにナーヤカがひとたび職禄地を宛がわれたあとは経済的に王から独立して自らの職務を遂行したのとは対照的に、経済的に王に完全に依存していた。彼らは王の役人であって、王国全体の役人ではなかった。「王には財政の管理人も、その他の役人も、王室付きの役人もいなくて、ただ王国の長官がいるだけ」という先に引用したヌーネスの記述は、こうした状態を指すと考えられる。

ナーヤカは王と直結した関係にあったのであり、ナーヤカ職禄地宛行や軍役・貢納賦課をはじめとする王とナーヤカとの間の主従関係を統轄する機関、ナーヤカ職禄地運営にまつわる紛争の裁定などにあたる裁判機関などが、明確な組織として存在した形跡は少なくとも筆者の知る限り現存史料に見られない。レーカー算定とラーヤニレーカー作成が王の主導の下に行われたと推定される以上、王国全体に関わる事柄を処理する統治機構が全く無かったわけではないであろうが、非常に未成熟で不整備な状態にあったと考えられる。

これとの関連で注目されるのが、ナーヤカが宮廷に常駐させた「書記」の存在である。ナーヤカが職禄地への下向や遠征で王都から離れる際や、王の遠征

に自ら参加しない場合には、必ず自らの「書記」を宮廷に置いて、王の言動を記録、報告させた。また、王の命令や報奨授与の知らせなども、この「書記」を通じてナーヤカに伝達されたという[ヌーネス 1984: 389]。王とナーヤカとの間の情報・意志伝達という重要な役割を、王の役人ではなく、ナーヤカの「書記」が担うほど、王国の統治機構は未発達であったといえる⁽²⁷⁾。

第3章 トゥルヴァ朝政治体制の構造的脆弱性

第1節 頻発する権力闘争

これまでの考察からトゥルヴァ朝政治体制を整理することにしよう。軍事と地方支配の両面で中核的な役割を担ったのが、スィーメを基本的な単位としてナーヤカ職禄地を宛がわれるナーヤカであった。ナーヤカは職禄地から徴収した税を自らの収入として、王に対する軍役と貢納の義務を果たした。中央にはナーヤカから王への恒例・臨時の貢納という形で地方から富が集積された。ナーヤカは王の強い統制下におかれ、義務不履行などを口実としたナーヤカの地位剥奪(ナーヤカ職禄地の接収)、財産没収も稀ではなかった。その一方で、王国領の限られた一部である国王直轄地を支配する役人を除いて、中央・地方を問わず統治機構は非常に未発達であった。軍事面でも、王直属部隊が存在するものの、規模の点で王国軍の主力はナーヤカが自らの経済的負担で組織・編成し、戦場で指揮する部隊であった。ナーヤカ職禄地授受で結ばれた王とナーヤカとの個人的主従関係の次元を超えた、恒常的・全国的な組織としての統治・軍事機構はほとんど存在しなかった。

トゥルヴァ朝がヴィジャヤナガラ王国史上最大の版図を実現したことは既に述べた。それを可能にしたのが、ナーヤカ制の全面的導入による政治体制の変革であったと考えることは妥当なことであろう⁽²⁸⁾。その一方で、トゥルヴァ朝はその約半世紀の歴史を通じて、王家内部の、あるいは王の姻戚である有力ナ

一ヤカとの間の王位と王国の実権をめぐる争いに揺さぶられ続けた。一見したところ王が絶大な権力を行使していたように思われるナーヤカ制を土台としたトゥルヴァ朝政治体制と、内紛・権力闘争が頻発したという事実が暴露する王権の脆弱性との関係を考察するのが、本章の目的である。

トゥルヴァ朝の代替りはいずれも大なり小なりの王位継承争いを伴った⁽²⁹⁾。クリシュナ＝ラーヤは、先王である兄ナラスインハ＝ラーヤが後継者に指名した彼の遺児を監禁し即位した。クリシュナ＝ラーヤ没後には、彼の女婿（アリヤ）で有力ナーヤカのアーラヴィードウ家ラーマ＝ラージャが自らの即位を画策したが失敗し、先王の異母弟アチュタ＝ラーヤが即位した。アチュタ＝ラーヤ没後には、上記のラーマ＝ラージャと、アチュタ＝ラーヤの義兄弟であるサラカ＝ティルマラ＝ラージャというふたりの有力ナーヤカがそれぞれ幼い王位継承候補者を推挙して対立し、政治的混乱の中で即位したアチュタ＝ラーヤの遺児ヴェンカタパティ＝ラーヤの変死（おそらくは暗殺）、サラカ＝ティルマラ＝ラージャによる自らの即位宣言を経て大規模な内戦へと発展した。最終的に内戦に勝利したラーマ＝ラージャが幼いサグーシヴァ＝ラーヤを傀儡王として擁立し王国の実権を掌握した。

有力ナーヤカは王位継承争いに介入しただけではなく、在位中の王としばしば衝突もした。例えば、クリシュナ＝ラーヤの実質的なクーデターを支持し、彼の即位に大きく貢献したサールヴァニティンマ＝ラージャと彼の一族が1520年代に失脚したが、その背景には、多数のスィーメをナーヤカ職禄地として宛がわれ大きな政治的発言力を持つようになっていた一族とクリシュナ＝ラーヤとの間で王国の実権をめぐる確執があったと推測される⁽³⁰⁾。1530年代初頭、サールヴァニ・チエッラッパ（あるいはヴィーラ＝ナラスインガ＝ラーヤ＝ナーヤカ）がタミル地方で起こした反乱は、アチュタ＝ラーヤ率いる遠征軍によってようやく鎮圧された。また、他の有力ナーヤカの反対にあって失敗に終わったが、1536年には上記ラーマ＝ラージャがアチュタ＝ラーヤの身柄を拘束し王位

篡奪を試みている。このように政権内部の権力闘争によって揺さぶられ続けたトゥルヴァ朝は最終的に、1565年、ラッカサギ＝タンガダギの戦いでの大敗をきっかけに、ラーマ＝ラージャの弟であり自らも有力ナーヤカのひとりであったティルマラ＝ラーヤによって王位を篡奪されて滅亡した。

このように頻発した政争・内乱の中心あるいは背後には必ず有力ナーヤカたちの姿が存在した。このことはナーヤカに対する王の強い統制と矛盾するようにも見えるが、ナーヤカ制が何らかの機能不全に陥った結果というよりも、ナーヤカ制にほぼ全面的に依存した王国政治体制が構造的に抱える問題に由来すると筆者は考える。有力ナーヤカからの挑戦という政治的危機に何度も直面したトゥルヴァ朝王権の脆弱性は、表面的には集權的に見えるナーヤカ制を土台とした政治体制によって補完されることはなかった。反対に、政治体制の構造そのものが危機を招く要因であったのであり、ナーヤカ制は持続的・安定的な政治体制の土台としては盤石なものではなかった。

第2節 ナーヤカの出自的多様性と政治的主体性

既に述べたように、職禄地の分散と頻繁な割替や王都在住などによりナーヤカは王の強い統制下に置かれていた。しかし、そもそもナーヤカ制が政治体制として有効に機能するかどうかは個々のナーヤカの資源や才覚に大きく依存していた。ひとたび職禄地を宛がわれたナーヤカは、経済的には王から独立して職務を遂行することを要請された。周知のように、トゥルヴァ朝の王はポルトガル商人が西アジアから輸入した軍事用の馬を独占的に購入していた[Shukla 1981]。そして、輸入馬の中から良質なものを直属部隊用に選びとった王は、残りをナーヤカに購入額よりも高額で買い取らせた[ヌーネス 1984: 394-5]。このような王によるナーヤカを買い手とする輸入馬「専売」の慣行は、前者からの後者の経済的独立性を前提として成り立つものであろう。戦闘部隊の動員から戦闘用の馬・象の調達、さらに王への貢納をまかなわなければならなかつた

ナーヤカにとって、職禄地から税を確実に徴収し適切な時に適切な用途に使用する経済的な手腕とともに相当の現金の蓄えが不可欠であった筈である。

経済的資源のほかにも、職禄地運営を託すことができる「代官」や宮廷に常駐させる「書記」、戦闘部隊の中核となるべき熟練兵といった人材も、ナーヤカに必要とされた資源であったと考えられる。反対にナーヤカにもとめられていなかったのが、自前の地域権力基盤と特定の「高貴」な出自であった。

ここで、ナーヤカに登用された人びとの社会的・出自的背景を概観することにする。刻文に記載されているナーヤカの個人情報は断片的であり、その社会的・出自的背景を多少なりとも確実に推測できるナーヤカは、ナーヤカ全体の一部分にとどまる。こうした限界があるものの、本稿ではいくつかの代表的な事例から、ナーヤカの社会的・出自的背景の特徴であるその多様性について確認しておきたい。

トゥルヴァ朝ナーヤカの社会的・出自的母集団として先ず目を惹くのが、バラモンである。既に述べたように、ナーヤカの中には官職的肩書をもつものがいたが、「マハープラダーナ (mahāpradhāna, あるいはプラダーナ)」の肩書を帯びたナーヤカは基本的にバラモンであったと考えられる。刻文中、彼らの多くについて、バラモンの間で見られるゴートラ名が記載されているからである [Talbot 2001b : 257]。

バラモンではないトゥルヴァ朝ナーヤカの社会的・出自的母集団を特定することは困難である。その一方、トゥルヴァ朝に続くアーラヴィードゥ朝のナーヤカについては、ジャーティ的出自を特定できるものが少なくない。先祖がトゥルヴァ朝期においてもナーヤカとして活躍していたアーラヴィードゥ朝ナーヤカのジャーティ的出自から類推する限り、トゥルヴァ朝のナーヤカが特定の社会的・出自的背景を共有していたということはなかったようである。ナーヤカのジャーティ的出自としては、テルグ語を母語とし主に行商人からなるテルガ＝バリジヤ (Teluga Balija), カンナダ語圏の狩猟・山岳民を中心とするベ

ーダ(Bēda)，西ガート山地東部に多い農耕ジャーティのマッラヴァ(Mallava)などを具体的に挙げることができる⁽³¹⁾。少数の事例ではあるが，トゥルヴァ朝ナーヤカの出自的背景が地域的にもジャーティ的にも多様であったことが見て取れる。

これらのほかにトゥルヴァ朝のナーヤカのなかには，もともとデカン＝ムスリム諸王国やガジャパティ朝に仕えていた，ムスリムを含む武将が含まれていた〔太田 1999：43〕。また，1510年代前半に戦いで捕虜となったガジャパティ朝の王子ヴィーラバドラもその後，ナーヤカ職禄地を宛がわれている〔EC-011, Dg-107〕。こうしたナーヤカの出自的多様性と空間的移動性の高さは，ナーヤカへの登用の条件が特定の「高貴」な出自や自前の地域権力基盤ではなかったことを物語る。

「貴族」を，特別の権威・地位を排他的に占有し，それらの権威・地位を血縁者間で相続することが尊重されると同時に，それらを支えとして王の恣意的な権力行使に掣肘を加えうるような特權的身分集団と定義するならば，ナーヤカはそれに該当しないし，トゥルヴァ朝において「貴族」に当たるような集団・階層は存在しなかった。バラモンを含む雑多な社会的・出自的背景をもつナーヤカの地位は王の個人的恩顧にほぼ完全に依存していたのである。こうしたナーヤカの不安定な立場が，「王が自分の足に口付けをゆるしたとき，その者は非常に大きな名誉を与えられたことになる」〔ヌーネス 1984：390〕というナーヤカの卑屈なまでの隸従的態度となってあらわれていたと言える。しかしこれは見方を変えるならば，全ナーヤカが身分的・階層的に結集して，個人としての王を超越したヴィジャヤナガラ王権を支えることはなかったということである。彼らは機会を見るに敏であり，自らの利益になると判断すれば，王に背くことを躊躇わなかった。

王に対するナーヤカの忠誠が脆かった要因のひとつとして，トゥルヴァ朝の起源・正統性の問題が考えられる。トゥルヴァ朝は，ナラスインハ＝ラーヤが

サールヴァ朝サールヴァ＝ナラスィンガ＝ラーヤ2世から王位を篡奪したことによって成立した。サールヴァ＝ナラスィンガ＝ラーヤ2世時代に既にナラスィンハ＝ラーヤの父ナラサ＝ナーヤカが王国の実権を掌握していたとはいえ、彼はあくまでもナーヤカのひとりであった。サールヴァ朝王家と系譜的なつながりをもたないナラスィンハ＝ラーヤの王位篡奪は完全に実力に基づくものであった。もともとは同じナーヤカであり、「高貴」なる血統・出自をもたないという点ではナーヤカと何ら変わることろがないトゥルヴァ朝の王に対する忠誠は、それがナーヤカ自らの利益に適うという条件つきのものであった。野心的な有力ナーヤカは、ナラスィンハ＝ラーヤの歴史的先例に倣って、王位篡奪を目論んだ。王の権力はナーヤカの個人的能力に大きく依存しながらも、能力を存分に発揮した結果あまりにも有力になりすぎたナーヤカは王にとって脅威であったのである。

トゥルヴァ朝政治体制の問題は、そうした脅威を感じた王がとれる解決手段として、実質的な処刑により有能なナーヤカを政治的に抹殺することしかなかったという点にある。ヌーネスによれば、既に紹介した貢納・軍役義務の不履行を口実としたナーヤカの職禄地・財産没収の他に、特に理由を明確にすることもないまま王が「王国の主だった人々（「長官」のこと、太田註）を滅ぼし、彼らの子を殺害し、その財産を奪っていた」という〔ヌーネス 1984:381〕。例えば、アチュタ＝ラーヤはクリシュナ＝ラーヤ＝ナーヤカ（「クリズナラナルケ」）を捕え、200人ほどいた妻全員を殺害し、さらに面前で息子を殺害すると脅迫して服毒自殺に追い込んだという〔ヌーネス 1984:381〕。クリシュナ＝ラーヤ＝ナーヤカはクリシュナ＝ラーヤ在位中、王から「クリシュナ＝ラーヤ」の名前を授かり、カーヴェーリ河上流域の複数スィーメをナーヤカ職禄地として宛がわれた有力ナーヤカであった〔太田 1999:41〕。クリシュナ＝ラーヤが王子暗殺の嫌疑で、最有力ナーヤカであったサールヴァ＝ティンマ＝ラージャとその一族を肅清したことは既に述べた。王が有力ナーヤカに下す厳しい処分は、王

の権力の絶対性を示すように見えて、実はナーヤカに依存した政治体制における王の地位の不安定性を露呈しているように見える。

先に紹介したように、アーラヴィードゥ家ラーマニラージャはアチュタニラーヤを監禁し自らの即位を画策したが、最終的に彼にそれを断念させたのは有力ナーヤカの反対であった。ナーヤカによる王位篡奪の試みが、他のナーヤカの抵抗にあって頓挫したこの一件は、普段は絶大な王の権威・権力の下に隠されているナーヤカの政治的発言力の大きさと有力ナーヤカ間の力の均衡の上に保たれた王の地位の危うさを示すものである。

移動可能な資源をもつ優秀な人材を柔軟かつ効率的に寄せ集め、運用する政治制度がナーヤカ制であったと言える。しかし、当時の南インドでこうした人材を求めていたのは、トゥルヴァ朝だけではなかった。トゥルヴァ朝と断続的に争いを繰り返していたデカン＝ムスリム諸王国もまた、そうした優秀な人材を必要としていた。ナーヤカの立場から言うならば、彼らに開かれた政治的キャリアの道はひとつだけではなく、トゥルヴァ朝から離反し、他の王に出仕するという選択肢が常に存在していたことになる。デカン＝ムスリム諸王国とガジャパティ朝の武将や王子までもがナーヤカに登用されたことは既に紹介した。その反対に、ナーヤカがトゥルヴァ朝から離反して他の王に仕える場合も実際にあったようである⁽³²⁾。ナーヤカのような人材を吸収し得る開放性と柔軟性をもつ敵対国家が間近に存在したこと、王に対するナーヤカの忠誠を脆いものとし、後者が主体的な政治行動(その最も極端なものが王位篡奪の試みである)をとることを助長した要因のひとつであったと考えられる。

結びにかえて——トゥルヴァ朝王権にとっての儀礼の意義

中世インド国家論のひとつにサーマンタ(sāmanta)=モデルと呼ばれるものがある。サーマンタとは、軍事的敗北などをきっかけに宗主王に服属するよう

になったものの本来は自立的な臣属君候をさす。サーマンタ＝モデルを提唱する研究者によれば、この臣属君候の存在と彼らと宗主王との関係こそが、形成と解体を繰り返す中世インド国家の権力構造を動態的に把握・叙述する鍵であるという [Kulke 1995b : 247-57]。ナーヤカを自前の権力基盤をもった自立的地域支配者と誤まって規定した上で、王とナーヤカとの間の関係を中心にしてトゥルヴァ朝政治体制を論じる先行研究の多くは、このようなサーマンタ＝モデルと相通じるものがあるとも言える⁽³³⁾。たしかに、刻文中に記されたトゥルヴァ王のプラシャスティ (praśasti, 賛辞句) に見られる「王の中の王 (rājādhirāja)」や「諸王に君臨する王」といったイメージを喚起する文言⁽³⁴⁾には、サーマンタ＝モデルに対応する王権イデオロギーがあらわれているとも言える。

しかし、自立的地域支配者を排除してナーヤカに職禄地を宛がい、職禄地の税負担能力に関する数値化された情報をもとに軍役・貢納を賦課するトゥルヴァ朝は、サーマンタ＝モデルとは構造的に異なる、集権的傾向のより明白な国家であった⁽³⁵⁾。下位的政治主体であるナーヤカに対して「政治的権力」をほとんど行使することができない「儀礼的權威」という意味で、トゥルヴァ朝王権を「儀礼的王権」と呼ぶことは、実像から大きく乖離している。トゥルヴァ王は、ナーヤカ制という「いわゆる現実的な機構」を通じて強大な権力を行使していた。これまでのトゥルヴァ朝＝儀礼的王権論では、この点が見落とされている。

しかしながらこれは、「儀礼」がトゥルヴァ朝において重要ではなかったことを意味しない。トゥルヴァ朝＝儀礼的王権論は、やや不適切なやり方ではあったが、政治体制の重要な一側面に焦点をあてたという点はそれなりに評価すべき議論であったと考えられる。ナーヤカ制が有効に機能するかどうかは個々のナーヤカの個人的力量によるところが大きかった。トゥルヴァ朝を含む南インド諸王朝国家支配層レベルでの人的流動性が高い状況の中で、王は個人として、移動可能な経済的・人的資源に裏付けられた政治的主体性をもつナーヤカの忠

誠を勝ち取り繋ぎとめなければならなかった。こうした構造上の脆さを内包する政治体制の維持には、その体制の完全で理想的なるべき姿とその頂点に位置する王の「権威」を集団で不斷に確認し、誇示する儀礼が必要不可欠であった⁽³⁶⁾。スタインが王国を「儀礼的」に統合する仕掛けとして着目したダサラ祭こそ、ナーヤカたちの上に君臨する王個人の「権威」を演出し、王を中心・頂点とする王国の権力秩序を王国支配層が集団で認識・再確認する最重要の儀礼的実践のひとつであり、ナーヤカ制という「国家権力のいわゆる現実的な機構」と表裏一体のものとして分ち難く絡み合っていた儀礼であったと考えられる。ダサラ祭をはじめとする、トゥルヴァ朝における王の「権威」を演出・確立する儀礼的実践については、稿を改めて論じることにしたい。

- 1 本稿は、東京大学大学院人文社会系研究科に提出した学位請求論文「近世南インドにおける国家と王権」第1章の一部をもとに、修正・加筆したものである。
- 2 一時期、スタインはトゥルヴァ朝=分節国家論を修正し、トゥルヴァ朝第2代クリシュナニラーヤ時代の政治体制に、18世紀のペーシュワー・ティプー政権においてより顕著に認められる「近世的 (post-medieval)」な「家産制」の要素が見られるとした [Stein 1985a, 1985b]。しかしその後、見解を再修正し、トゥルヴァ朝期を含めてヴィジャヤナガラ王国が基本的には「分節的」であったという1980年の著書の見解へと回帰した [Stein 1991/95]。
- 3 スーウェルによる英訳 [Sewell 1980: 235-395] もあるが、本稿ではポルトガル語原典からの和訳 [パイス 1984; ヌーネス 1984] を参照する。
- 4 「もし、ナーヤカ制が存在したとしても、それは制度的 (systematic) ではなかった」 [Dirks 1987: 44] と記すダーカスも、ポルトガル人見聞記の「長官」関連の記述を額面通りに受け取ることに否定的である。
- 5 「スィーメ (sime)」はカンナダ語での表記で、テルグ語ではsīma, タミル語ではsīrmaiとなる。各言語において、sではなくsではじまる異表記も存在する。
- 6 カンナダ語ではnāyakatana, テルグ語ではnāyamkara, タミル語ではnāyakkattanamという。

- 7 タルボットもテルグ語刻文に依拠して、単なる「ナーヤカ」尊称保有者ではないナーヤカ職禄地保有者対象を限定したナーヤカ研究に着手している[Talbot 2001b]。
- 8 ナーヤカ職禄地宛行政策は特記しない限り、[太田 1999] に依拠している。
- 9 例えば「アジャパルカティマパ」の領地は、「ウドガリー（ウダヤギリ）」・「コンドヴィン（コンダヴィードゥ）」・「ペナグンディン（ペヌコンダ）」・「コデカラル・デ・シダオッタ」であり、王国東北辺の「オリアー王国（ガジャパティ王国）」に隣接するものもあれば、王国最南端の「コマリン（カニヤークマーリ）岬」に隣接するものもあるという [ヌーネス 1984: 397]。これらのうち、地名の比定がほぼ確実な前3者は相互に離れている。但し、ガジャパティ王国に隣接する領地がコンダヴィードゥを指すことは間違いないが、ウダヤギリもペヌコンダもカニヤークマーリ岬に隣接するとは言い難い。「コデカラル・デ・シダオッタ」がそれなのかもしれないが断言できない。
- 10 これらの役職・官職的肩書については、別稿において詳しく考察する予定である。
- 11 なかでも重要とされるのが、テルグ語文献『タンジャーヴールのアーンドラ王たちの歴史 (Tāṇjāvūrī āndhra rājula caritra)』とタミル語文献『カルナータカの王たちの詳細なる歴史 (Karnāṭaka rājākkal cavistāra caritiram)』である。
- 12 南カルナータカ地方においてアーラヴィードゥ朝期に世襲的地域支配を確立したナーヤカに関しても、その起源をクリシュナ＝ラーヤ（あるいはアチュタ＝ラーヤ）時代まで遡らせる歴史的虚構が後世の史書に見られる [Ota 1999]。
- 13 一部の研究がナーヤカを独自の権力基盤をもつ地域支配者とみなしたことは、「ナーヤカ」の規定と関連している。既に述べたように、先行研究のほとんどは、ナーヤカ職禄地を宛がわれたナーヤカとそれ以外の単なる「ナーヤカ」尊称保有者とを区別せず、両者をナーヤカとして一括して扱っている。後者の中には、15世紀以降、局地的な農村社会内に独自の権力基盤を築きつつあった在地有力者の一部が含まれている。こうした「ナーヤカ」を名乗る在地有力者は、少数の例外を除いて、ヴィジャヤナガラ王と直接の交渉を持つことはなかった。在地有力者層については別の機会に論じる予定である。
- 14 こうした地域支配者のひとりにウンマットゥール王がいる。同王は数世代に渡って、カーヴェーリ河上流南岸一帯を自立的・世襲的に支配したが、即位直後のクリシュナ＝ラーヤの遠征によって実質的に滅亡し、旧支配地域はナーヤ

トゥルヴァ朝ヴィジャヤナガラ王国政治体制の研究

カ職禄地として配分された。同王の歴史に関しては、[Arokiaswami 1956]を参照のこと。

- 15 アラビア海沿岸地方の自立的地域支配者とヴィジャヤナガラ王との関係については、[Ramesh 1970: 150-240; Vasamta Mādhava 1996]を参照のこと。
- 16 「ガゾーパ」はゲールソッペ、「バテカラーラ」はバタカラ（以上、現カルナータカ州北カンナダ県内）、「バカノール」はバルクール、「カレクー」はカールカラ（以上、同南カンナダ県内）にそれぞれ比定される。なお、パイスも5人の「王」の存在に言及するが、支配地にはふれていない [パイス 1984: 289]。
- 17 パイスの見聞記中の日付は、アーシュヴィナの明半月の第1日にあたるダサラ祭の開始日が「9月12日」[パイス 1984: 267]であることからシャカ暦1442年のそれであることが判明し、「10月12日」は同年のカールッティカの明半月の第1日つまりディーパーヴァリーの祭日にあたる。
- 18 カンナダ語では「レーケ (rēkhe)」、テルグ語では「レーカ (rēkha)」、タミル語では「レーカイ (rēkai)」あるいは「イレーカイ (irēkai)」という。なお、本稿では煩雑になるので特に支障のない限り、「レーカー」に表記を統一する。
- 19 トゥルヴァ朝期カンナダ語刻文中の「レーケ」の用例は、[EC 6, Sr-2; EC 6, Pp-128, 129, 131]を参照のこと。15世紀のサンガマ朝期カンナダ語刻文にも「レーケ」の用例が少数ではあるが見られる [Shivanna 1983: 65]。タミル語刻文中的「レーカイ」あるいは「イレーカイ」の用例も15世紀に既に見られるが16世紀に増加した [Karashima 1992: 187-8]。
- 20 'The Puttāsti of Ālamkonda' in [Sastri and Venkataramanayya 1946: v. 3, 88-93]。
- 21 スタインは、ヴィラパンナを武勲によってペヌコンダ=ラージュヤの「総督」の地位を獲得したナーヤカとして描くが全く史料的根拠に欠ける [Stein 1989: 85]。ただし、ヴィラパンナ自身はナーヤカ職禄地を宛がわれたナーヤカではなかったが、弟のヴィーランナ（あるいはヴィーラッパ）=ナーヤカとアチュタ=ラーヤ=マッラッパンナはナーヤカであった [EC-o 11, Dg-27; EC-o 11, Hk-62, 71, 111]。彼ら3兄弟と天井画で有名なレーパークシのヴィーラバドラ寺院について、[Kameswara Rao 1982]も参照のこと。
- 22 トゥルヴァ朝期刻文に見られる地域区画とその表記の揺れについては、別の機会に論じる予定である。
- 23 「ハードゥラカヤナ」中の「ラカ」は、「きれいな（もの）、美しい（もの）」

を意味し人名にも用いられる「ラッカ (lakka)」の異表記であり、これに男性尊称接尾辞の「アッヤ (ayya)」をつけた「ラッカッヤ (Lakkayya)」の異表記が「ラカヤ」であろう。末尾の「ナ」は男性名詞属格の格語尾である。「ハードゥ」は「歌」を意味するが、その人の身体的特徴や秀でた能力を通称的に名前に冠するのは、前植民地期では一般的な慣行であった。ラッカッヤは多分、詠歌か作歌に秀でていたのであろう。

- 24 1515年刻文 [EC-o 11, JI-7] は、「クリシュナ＝ラーヤのアタヴァネの (Kṛṣṇa Rāyara athavaneya) チェンナラサ」がおそらくはビリチョードゥ＝ナードゥ (現カルナータカ州チットラドゥルガ県内) からの結婚税 (maduveya sumka) を免除したことを記録する。結婚税免除を記録するクリシュナ＝ラーヤ時代の刻文は他に数点あるが、それらはナーヤカが自らの職禄地内の住民を対象としたものであった [EC-o 11, Dg-107 : EC-o 10, Sd-79 ; MAR 1943-2]。つまり、結婚税免除がナーヤカ職禄地を対象として行われる場合、職禄地を宛がわれたそれぞれのナーヤカによって行われていたのである。それに対してビリチョードゥ＝ナードゥは当時、国王直轄地であったため、直轄地からの徴税を担当するアタヴァネ役所に属するチェンナラサの名前で結婚税免除が宣言されたのであろう。
- 25 「カンダーチャーラ」とは、軍神スカンダのラークリット語形「カンダ」と「慣習、慣行」を意味する「アーチャーラ」との合成語であるという [Mahalingam 1969 : 165, n.126]。トゥルヴァ朝初期刻文中の「カンダーチャーラ」の用例は、[EC 6, Sr-115 ; EC 7, Sh-1 ; EC-o 10, Gd-19 ; EC-o 11, JI-24] を参照のこと。これらの刻文中の用例には、「王直属の部隊を統括する役所」という本稿の解釈に対するかなり有力な反証となり得るものも含まれている。しかし、17世紀以降、マイスール王国に限らず南カルナータカ各地のナーヤカ政権のもとでも政府機構が行財政と軍務に二分され、それぞれ「アタヴァネ」と「カンダーチャーラ」と呼ばれていたことは [Boria 1803 : 49]、何らかの共通の祖型が存在したことを強く示唆する。そして歴史的状況を考慮すると、その祖型はトゥルヴァ朝の王の直轄地と直属部隊（全王国領と全王国軍ではない）を統治・統括する役所に求めざるをえないと思われる。史料となるべき刻文中の用例数の少なさもあって論証は不充分だが、上記の解釈をもって本稿のとりあえずの結論としたい。
- 26 スタインは、王がナーヤカとは異なるバラモン役人を重要戦略拠点に配置してナーヤカを監督させることで、王国の政治的統合を維持・強化したとする [Stein

トゥルヴァ朝ヴィジャヤナガラ王国政治体制の研究

1980: 371, 403-4; Stein 1989: 93]。しかし同時代刻文やポルトガル人見聞記,『王の消息』,『クリシュナ＝ラーヤ日誌』からは, ナーヤカとは別に, ナーヤカによる職禄地運営の監視といった形で地方支配に関与する役人が任命・派遣されていた事実を確認できない。後述するように, ナーヤカのなかに少なからざるバラモンが含まれていたことは事実だが, 彼らの地位・権限が非バラモン＝ナーヤカのそれと異なっていた形跡は認められない。スタインの見解は史料的根拠に欠けると言わざるを得ないであろう。

- 27 ヌーネスが言う「書記」とは, 刻文中の「ラーヤサ (rāyasa)」のことであろう。ラーヤサは, 一般に「(王の) 命令書」やそれを作成する「書記」を意味するが [Kannada Sāhitya Parīṣattina Kannada Nighamṭu : v.7, 7618], 本来の語形は「ラーワスター (rāyastha)」で語源的には「(ヴィジャヤナガラ) 王」の「側にいるもの」を意味すると考えられる。ナーヤカに仕えるラーヤサ (ラーワスター) に言及するトゥルヴァ朝期刻文に, [EC 5, TN-22; EC 6, Pp-30; EC 9, Bl-148]などがある。先述したように, 一部のナーヤカは特定の官職的肩書を帯びていた。ラーヤサはそうした肩書のひとつでもあったが, ナーヤカに仕えるラーヤサとナーヤカがその職に就くラーヤサとは別の存在であり, 混同してはならない。
- 28 トゥルヴァ朝に先行するサンガマ・サールヴァ両王朝の政治体制については, 未解明な点が多く残る。ヴィジャヤナガラ王国を基本的に分節国家と規定するスタインが, 当然のこととして王朝交替を含む王国史上における政治体制の変革をほとんど考慮しないのに対して, 辛島はサールヴァ朝期にあたる15世紀後半を「封建的」政治体制への転換期と捉え, 王国政治体制の歴史的变化を重視する [Karashima 1992]。その有無を含む政治体制上の変革の問題はナーヤカ制の起源とも深く絡んでいるが, 紙幅の関係上, ここでは詳述することができない。但し, 筆者は本稿の言う意味でのナーヤカ制の起源と成立時期に関して, 以下のような見とおしを持っている。既に指摘されているように, 「ナーヤカ職禄地」の刻文中の用例はヴィジャヤナガラ王国に先行するカーカティーヤ朝末期, さらにはサンガマ朝期にも散見される。カーカティーヤ朝のナーヤカ職禄地宛行は軍役を条件として行われていたが, それはトゥルヴァ朝の場合にそうであったような全国的な政治・軍事体制の土台というよりも, あくまでも軍事力動員のための補助的手段にすぎなかった。ひとりに対して宛がわれるナーヤカ職禄地も数村といった小規模なものであり, 王国全体に占めるナーヤカ職禄地の割合も低かったようである [Talbot 2001a: 165-6]。サンガマ朝もカーカ

ティーヤ朝に倣ってナーヤカ職禄地宛行を行ったが、それはやはりあくまでも軍事力動員のための補助的手段であったと考えられる。本稿で検討したトゥルヴァ朝期のナーヤカ制は、カーカティーヤ朝・サンガマ朝のナーヤカ職禄地宛行を発展させて、王国全土をスィーメという比較的大規模な地域単位に分け、王の直轄地とされた一部を除いた全てのスィーメをナーヤカ職禄地として宛がうことで、全国的な政治・軍事体制の土台としたものと考えられる。スィーメの地域単位を基本としたナーヤカ職禄地宛行は第2王朝サールヴァ朝によって着手され、トゥルヴァ朝はそれを引き継ぐ形で、自立的地域支配者の軍事的排除と並行して全国規模で実施したのである。

- 29 以下の政治史の叙述は特記しないかぎり, [Rama Sharma 1978; Heras 1927/80; Sastri 1975: 227-312; Venkata Ramanayya 1935/86] を参照した。
- 30 「自分の死後なにが起こるか分からな」いことを不安に思ったクリシュナ＝ラーヤは、「6歳」の男子に譲位してティルマラ＝ラーヤとして即位させたが、即位間もなく夭折してしまった。クリシュナ＝ラーヤは、サールヴァ＝ティンマ＝ラージャに暗殺の嫌疑をかけ、彼とその一族を投獄したという [ヌーネス 1984: 371-3]。
- 31 テルガ＝バリジャの具体例としてはマドゥライ＝ナーヤカ [Thurston and Rangachari 1907/87: v.1, 134] とペールール＝ナーヤカ [Kalaburgi 1994: 118], ベーダの具体例としてはニドゥガッル＝ナーヤカ [Ota 1999], マッラヴァの具体例としてはケラディ＝ナーヤカ [Iyer 1988: v.4, 188] がそれぞれ挙げられる。なお、これらのナーヤカに冠せられた地名はアーラヴィードゥ朝期になって彼らが同一地域を世襲的に支配するようになったときのそれぞれの都城所在地である。彼らの先祖はトゥルヴァ朝期にナーヤカとして活躍していたが、多くの場合、これらの土地をナーヤカ職禄地として宛がわれていたわけではない。
- 32 例えば、アーラヴィードゥ家ラーマ＝ラージャは、一時期クトゥブ＝シャヒー朝に仕えたが [Sherwani and Joshi 1973: 444], 彼の曾祖父ブッカはサールヴァ朝初代サールヴァ＝ナラスインガ＝ラーヤからナーヤカ職禄地を宛がわれていた [Sampath 1995]。
- 33 スタインは分節国家論に対するクルケ・チャットーパーディヤーヤからの批判に応える中で、自らの分節国家論と彼らが提起するサーマンタ＝モデルとの親近性を指摘している [Stein 1991/95]。
- 34 例えば、「(クリシュナ＝ラーヤは,)『あの偉大なるラーヤを見よ。(ラーヤに)

栄光と長寿あれ』という言葉とともに、アンガ・ヴァンガ・カリンガをはじめとする王たちから奉仕された (älōkaya mahārāya jaya jīvēti vādibhiḥ Amga Vaṅga Kalīngādyai rājabhis sēvyatē)」[EC 8, Hn-8]。

35 スプラフマニヤムとその共著者は、ナーヤカから王への「富の流れが、国家が単に分節的であったという見解を疑問視するに足るほど、定期的であった」という [Alam and Subrahmanyam 1998 : 34]。この点は、筆者の見解とほぼ一致するが、王によって各地に派遣された軍事的冒險者であるナーヤカが派遣先で急速に在地化し自らの王国建設を開始したとする点は、ナーヤカを自立的領主と想定するスタインと大きな違いはない [Narayana Rao et al. 1992 : 23-56]。

36 ここでいう「権威」とは、権力に従う側に畏敬を呼び起し、服従を担保するような権力者の威厳・威儀をいう。「権力行使の威嚇ないしその表現」を用いないで人びとを従わせるのが「権威」であるという定義もあるが[猪口他 2000 : 293-4]、ここでは軍事力という剥き出しの暴力の「威嚇ないし表現」によるものも含めて、人びとをおそれさせ、対抗できないと思わせ、その結果としてより自発的に権力へと服従させる、いわば想像の世界の中で人びとを屈服させるような、権力のしばしば実物大以上に誇張されたイメージとその機能を「権威」と呼ぶ。これは、渡辺浩が近世日本の徳川政治体制の重要な支えであったと指摘する「御威光」にほぼ相当する [渡辺浩 1997 : 16-60]。

略号

EC *Epigraphia Carnatica*. revised edition. 9 vols. 1972-90. Mysore. Institute of Kannada Studies, University of Mysore.

EC-o *Epigraphia Carnatica*. 19 vols. 1886-1965. Bangalore. Mysore Archaeological Department.

MAR *Annual Report of the Mysore Archaeological Department*. 1886-1946. Bangalore.

SII *South Indian Inscriptions*. 26 vols. 1890-1990. New Delhi. Archaeological Survey of India.

参考文献

Alam, Muzaffar and Sanjay Subrahmanyam. 1998. 'Introduction.' in Muzaffar Alam and Sanjay Subrahmanyam (eds.). *The Mughal State 1526-1750*. New Delhi.

Oxford University Press. pp.1-71.

Arokiaswami, M.. 1956. 'The Ummattur Chieftaincy.' *The Quarterly Journal of the Mythic Society*. Cultural and Heritage Number. pp.156-62.

Boria, Cavelly Vencata. 1803. 'Memoir of the Civil Administration Police Commerce and Revenue Management of the Balla Ghaat Carnatic from Enquiries Instituted in 1800 & 1801 & Information collected for Captain Mackenzie on the Mysore Survey by Cavelly Vencata Boria Interpreter to the Survey.' (Mysore Survey 1803 B No.8.) The British Library. Add.13660. pp.45-65.

Chattopadhyaya, Brajadulal. 1983/95. 'Political Processes and the Structure of Polity in Early Medieval India.' in H. Kulke (ed.). *The State in India 1000-1700*. New Delhi. Oxford University Press. pp.195-232. (first published in *Proceedings of the Indian History Congress*, 44th session, 1983.)

Dirks, Nicholas B.. 1987. *The Hollow Crown: Ethnohistory of an Indian Kingdom*. Hyderabad. Orient Longman.

Elliot, Walter. 1886. 'Ancient Tenures of Land in the Maratha Country.' *The Indian Antiquary*. vol.15. pp.268-72.

Heras, H.. 1927/80. *South India Under the Vijayanagara Empire. The Aravidu Dynasty*. vol.1. repr.. New Delhi. Cosmo Publications. (first published 1927.)

Iyer, L. K. A. (ed.). 1988. *The Mysore Tribes and Castes*. 5 vols. repr.. Delhi. Mittal Publications.

Kalaburgi, M. M. (ed.). 1994. *Karnāṭakada Kaiphiyattugalu*. Hampi. Prasārāmga, Kannada Viśvavidyālaya.

Kameswara Rao, V.. 1982. *The Lepakshi Temple*. Tirupati.

Kannada Sāhitya Parīṣattina Kannada Nighaṇṭu. 8 vols. Bengaluru. Kannada Sāhitya Parīṣattu. 1970-95.

Karashima, Noboru. 1984. *South Indian History and Society. Studies from Inscriptions A.D. 850-1800*. New Delhi. Oxford University Press.

Karashima, Noboru. 1985. 'Nayaka Rule in North and South Arcot Districts in South India during the 16th century.' *Acta Asiatica*. 48. pp.1-26.

Karashima, Noboru. 1992. *Towards a New Formation. South Indian Society under Vijayanagar Rule*. New Delhi. Oxford University Press.

Kulke, H.. 1995a. 'Introduction: The Study of the State in Pre-modern India.' in H. Kulke (ed.). *The State in India 1000-1700*. New Delhi. Oxford University

Press. pp.1-47.

Kulke, H.. 1995b. 'The Early and the Imperial Kingdom: A Processual Model of Integrative State Formation in Early Medieval India.' in H. Kulke (ed.). *The State in India 1000-1700*. New Delhi. Oxford University Press. pp.233-62.

Mahalingam, T. V.. 1969. *Administrative and Social Life under Vijayanagar*. Part I. Administration. 2nd ed.. Madras. University of Madras. (originally published as *Administration and Social Life Under Vijayanagara*, 2 vols, Madras, University of Madras, 1942.)

Maisūru doregalā pūrvavamśābhuyada vivara. Institute of the Kannada Studies, University of Mysore. Ms. No. K.A. 273.

Narayana Rao, V., D. Shulman and S. Subrahmanyam. 1992. *Symbols of Substance: Court and State in Nayaka Period Tamilnadu*. New Delhi. Oxford University Press.

Ota, Nobuhiro. 1999. 'Bēḍa Nāyakas and their Historical Narratives in Karnataka during the Post-Vijayanagara Period.' in Karashima Noboru (ed.). *Kingship in Indian History*. New Delhi. Manohar. pp.163-94.

Rājaśekhara, Simdigi. 1996. 'Śrī Kṛṣṇadēvarāyana Dinacari mattu Rāyavācakamu — Omdu Tippani.' *Itihāsa Darśana*. vol.11. pp.263-6.

Rama Sharma, M. H.. 1978. *The History of the Vijayanagar Empire*. vol.1. M. H. Gopal (ed.). Bombay. Popular Prakashan.

Ramachandra Rao, C. V.. 1987. 'Rayavacakamu its Date and Historicity.' in A. V. Narasimha Murthy and K. V. Ramesh (eds.). *Giridharaśrī. Essays on Indology. Dr. G. S. Dikshit Felicitation Volume*. Delhi. Agam Kala Prakashan. pp.291-305.

Ramesh, K. V.. 1970. *A History of South Kanara (from the earliest times to the fall of Vijayanagara)*. Dharwar. Karnatak University.

Rudolph, Susanne Hoeber. 1987. 'Presidential Address: State Formation in Asia — Prolegomenon to a Comparative Study.' *The Journal of Asian Studies*. 46-4. pp.730-46;

Sampath, M. D.. 1995. 'Kommunutula Inscription of Saluva Narasimha.' in L. K. Srinivasan and S. Nagaraju (eds.). *Śrī Nāgābhinanandam: Dr. M. S. Nagaraja Rao Festchrift*. vol.2. Bangalore. Dr. M. S. Nagrajara Rao Felicitation Committee. pp.609-14.

Sastri, K. A. Nilakanta. 1975. *A History of South India from Prehistoric Times*

- to the Fall of Vijayanagar. 4th ed.. Madras. Oxford University Press.
- Sastri, K. A. Nilakanta and N. Venkataramanayya. 1946. *Further Sources of Vijayanagara History*. 3 vols. Madras. University of Madras.
- Sewell, R.. 1980. *A Forgotten Empire (Vijayanagara). Contribution to the History of India*. repr.. New Delhi. Asian Educational Services.
- Sherwani, H. K. and P. M. Joshi. 1973. *History of Medieval Deccan (1295-1724)*. vol.1. Hyderabad. The Government of Andhra Pradesh.
- Shivanna, K. S.. 1983. *The Agrarian System of Karnataka (1336-1761)*. Mysore. Prasaranga, University of Mysore.
- Shukla, S. K.. 1981. 'Horse Trade in Medieval South. Its Political and Economic Implications.' *Proceedings of the Indian History Congress*. 42nd session. Bodhgaya. pp.310-7.
- Sircar, D. C.. 1966. 'Landlordism Confused with Feudalism,' in D. C. Sircar (ed.). *Land System and Feudalism in Ancient India*. Calcutta. University of Calcutta. pp.57-62, 124-6.
- Sitārāmayya, M. V. and V. S. Ācārya (eds.). 1983. *Śrī Kṛṣṇadevarāyaṇa Dinacari*. Bēmgalūru. B. M. Śrī Smāraka Pratiṣṭhāna.
- Stein, Burton. 1977. 'The Segmentary State in South Indian history.' in R. G. Fox (ed.). *Realm and region in traditional India*. Delhi. Vikas. pp.3-51.
- Stein, Burton. 1980. *Peasant State and Society in Medieval South India*. Oxford. Oxford University Press.
- Stein, Burton. 1985a. 'Vijayanagara and the Transition to Patrimonial Systems.' in A. L. Dallapiccola (ed.). *Vijayanagara — City and Empire. New currents of research*. Stuttgart. Steiner Verlag. pp.73-87.
- Stein, Burton. 1985b. 'Reapproaching Vijayanagara.' in R. F. Frykenberg and P. Kolenda. (eds.). *Studies of South India. An anthology of recent research and scholarship*. Madras. New Era. pp.31-50.
- Stein, Burton. 1989. *Vijayanagara*. Cambridge. Cambridge University Press.
- Stein, Burton. 1991/95. 'The Segmentary State: Interium Reflections.' H. Kulke (ed.). *The State in India 1000-1700*. New Delhi. Oxford University Press. pp.134-61. (first published in *Puruśārtha*, vol.13, 1991, pp.217-88.)
- Talbot, Cynthia. 2001a. *Precolonial India in Practice. Society, Region, and Identity in Medieval Andhra*. New Delhi. Oxford University Press.

トゥルヴァ朝ヴィジャヤナガラ王国政治体制の研究

Talbot, Cynthia. 2001b. 'The Nayakas of Vijayanagara Andhra: A Preliminary Prosography.' in Kenneth R. Hall (ed.). *Structure and Society in Early South India. Essays in Honour of Noboru Karashima*. New Delhi. Oxford University Press. pp.251-75.

Thurston, Edgar and K. Rangachari (eds.). 1909/87. *Castes and Tribes of Southern India*. 7 vols. repr.. Madras. Asian Educational Services. (first published 1909.)

Venkata Ramanayya, N.. 1935/86. *Studies in the History of the Third Dynasty of Vijayanagara*. repr.. Delhi. Gian Publishing House. (first published Madras, 1935.)

Vasanta Mādhava, K. G.. 1996. 'Karāvali Karnāṭakada Tūḍdarasugalu mattu Vijayanagarada Cakravartigalu — Omdu Viślēṣaṇe.' *Vijayanagara Adhyayana*. vol.1. pp.95-9.

Wagoner, Phillip B.. 1993. *Tidings of the King: A Translation and Ethnohistorical Analysis of the Rāyavācakamu*. Honolulu. University of Hawaii Press.

猪口孝他（編） 2000 『政治学事典』弘文堂。

太田信宏 1999 「ヴィジャヤナガラ王国トゥルヴァ朝期の地方政治権力構造に関する事例研究」『共愛論集』第12号。29-50頁。

太田信宏 2000 「16世紀ヴィジャヤナガラ王国におけるナーヤカ一族について」『東洋学報』第81巻第4号。32-57頁。

太田信宏 2001 「近世南インドにおける国家と王権——トゥルヴァ朝ヴィジャヤナガラ王国からマイスール王国へ——」東京大学大学院人文社会系研究科提出学位申請論文。

ヌーネス, フェルナン 1984 「フェルナン・ヌーネスの記録」浜口乃二雄（訳）『モンセラーテ ムガル帝国誌 パイス, ヌーネス ヴィジャヤナガル王国誌』(大航海時代叢書第II期 5) 岩波書店。301-406頁。

パイス, ドミンゴ 1984 「ドミンゴ・パイスの記録」浜口乃二雄（訳）『モンセラーテ ムガル帝国誌 パイス, ヌーネス ヴィジャヤナガル王国誌』(大航海時代叢書第II期 5) 岩波書店。229-300頁。

ハント, リン 1989 『フランス革命の政治文化』松浦義弘（訳）平凡社。

渡辺節夫 1998 「ヨーロッパにおける国王祭祀と聖性」水林彪・金子修一・渡辺節夫（編）『王権のコスマロジー』弘文堂。259-81頁。

渡辺浩 1997 『東アジアの王権と思想』東京大学出版会。